**第一種貨物利用運送事業登録申請書**

**【貨物利用運送事業法第3条第１項及び同法施行規則第４条第１項】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　東 北 運 輸 局 長　　殿 |  申請年月日 |  　令和　　　年　　　月　　　日 |
| ﾌ ﾘ ｶﾞﾅ |  |
| 申請者名 |  |
| 代表者名 |  |
| 代表者の役職 |  |
| 郵便番号 | 〒　　　　　　－ |
| 電話番号 | 　　　　　（　　　） |
| ＦＡＸ番号 | 　　　　　（　　　） |
| 住　　　　所 |  |
| 担当者名 |  |  担当者電話番号 |  |
| 主たる事務所の名称及び位置 | 　　　別添「事業の計画」のとおり |
| 営業所の名称及び位置 | 　　　別添「事業の計画」のとおり |
| 経営上使用する商　　　　　号 | 　　　別添「事業の計画」のとおり |
| 利用運送に係る運送機関の種類 | 　　　別添「事業の計画」のとおり |
| 利用運送の区域又は区間 | 　　　別添「事業の計画」のとおり |
| 業務の範囲 | 　　　別添「事業の計画」のとおり |

**事　業　の　計　画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  利 用 す る 運 送 事 業 者 | 名　称 |  |
| 住　所 |  |
| 事　業種　別 | □　一般貨物自動車運送事業者□　貨物利用運送事業者 |
| 名　称 |  |
| 住　所 |  |
| 事　業種　別 | □　一般貨物自動車運送事業者□　貨物利用運送事業者 |
| 名　称 |  |
| 住　所 |  |
| 事　業種　別 | □　一般貨物自動車運送事業者□　貨物利用運送事業者 |
|  保 管 施 設 | 　□　必要あり　 　□　必要なし　 |
| 施設名 |  |
| 所在地 |  |
| 棟　数 |  棟 | 面　積 |  　　　㎡ |
| 構造及び付属施設 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 住　　　　所 |  |
| 代　 表　 者 |  |
| 主たる事務所 | 名称位置 |  |
|  　　営 　　業 　　所 | 名称位置 |  |
| 名称位置 |  |
| 名称位置 |  |
| 事業上使用する商号 |  |
| 利用運送機関の種類 | 　貨物自動車運送 |
| 利用運送の区域又は区間 |  |
| 業　務　の　範　囲 | 　　　　□　一般事業　　　　　　　　□　宅配便事業 |

 □　①運輸省告示第５７９号（平成２年１１月２６日）標準貨物利用運送約款を使用する。

 □ ②運輸省告示第５８０号（平成２年１１月２６日）標準貨物利用運送（引越）約款を使用する。 □　③上記以外の運送約款を設定する。

　※　□印のある箇所には、□にレ点を記入して選択してください。

 ※　営業所など、記入しきれない場合は、別紙を用意して記入してください。

**添　付　書　類**

①利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し

又は契約書（案）

※契約書（案）の場合は、登録日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約

書の写しを提出

・利用運送契約書（業務取扱契約書）等

②貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類

○営業所

・都市計画法等関係法令に抵触しないことを証する書類【宣誓書】

・営業所の使用権原を有することを証する書類【宣誓書】

○保管施設（貨物の保管体制を必要とする場合）

・保管施設の概要（面積、構造及び附属設備等）を記載した書類

・都市計画法等関係法令に抵触しないことを証する書類【宣誓書】

・保管施設の使用権原を有することを証する書類【宣誓書】

・基幹保管施設以外の保管施設について、適切な規模、構造及び設備を有するものであることを証する書面【宣誓書】

③既存の法人が申請する場合

・定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

・最近の事業年度における貸借対照表

・役員又は社員の名簿及び履歴書

④新たに法人を設立して申請しようとする場合

・定款若しくは寄付行為の謄本又はこれらの案

・発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

・設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合にあっては、株式の引受け

又は出資の状況及び見込みを記載した書類

⑤個人が申請する場合

・財産に関する調書

・戸籍抄本

・履歴書

⑥法第６条第１項第１～５号（登録拒否要件）のいずれにも該当しない旨を証する書類

【宣誓書】

・法人の場合は役員全員の分が必要となります。（宣誓書は全役員の連署も可）

**新規登録申請にあたっての注意事項**

１．登録申請書の作成について

（１）申請書

　　　申請書は必要とする「運送機関の種類」ごとに作成してください。

（２）作成部数

　　　原則として、申請者控１部、提出支局１部、運輸局１部の３部となります。

（３）提出先

　　　営業所を管轄する運輸支局

２．利用運送約款について

（１）利用する運送機関が「貨物自動車運送」の場合

　　①利用運送事業者は、利用運送約款を定めて認可を受けることが必要です。

　　②但し、運輸大臣が告示する「標準利用運送約款」を設定する場合には、許可申請書に「標準利用運送約款」を添付するか、使用する旨の記載により省略できます。

　　　参考 ：告示されている貨物自動車運送に係る利用運送約款

　　　 　　　・標準貨物自動車利用運送約款

　　　 　　　　　　　　「運輸省告示第５７９号（平成２年１１月２６日）」

　　　 　　　・標準貨物自動車利用運送（引越）約款

　　　 　　　　　　　　「運輸省告示第５８０号（平成２年１１月２６日）」

３．運賃・料金について

（１）利用する運送機関が「貨物自動車運送」の場合

　　　　新規申請に合わせて別途、運賃・料金（貸切、引越、積合せ）の設定の届出が必要になります。

　　　　運賃・料金については、設定後３０日以内に届出書を提出することになります。

４．登録免許税について

　　　登録後、東北運輸局から「登録免許税納付通知書」が送付されますので、登録免許税として９万円を納付することになります。

　東北運輸局長　殿

宣　　　　誓　　　　書

　貨物利用運送事業法第４条第２項及び同法施行規則第４条第２項第３号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所(注)について、使用権原を有することを宣誓いたします。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

（注）上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は「営業所及び保管施設」と記載すること。

　東北運輸局長　殿

宣　　　　誓　　　　書

　貨物利用運送事業法第４条第２項及び同法施行規則第４条第２項第３号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

　　　令和　　年　　月　　日

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

（注）上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は「営業所及び保管施設」と記載すること。

　東北運輸局長　殿

宣　　　　誓　　　　書

貨物利用運送事業法第４条第２項、同法施行規則第４条第２項第１号ロ及び第３号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、基幹保管施設以外の保管施設について、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であり、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを宣誓いたします。

　　　令和　　年　　月　　日

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

　東北運輸局長　殿

現住所

氏名

生年月日

宣　　　　誓　　　　書

　貨物利用運送事業法第６条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

　　　令和　　年　　月　　日

氏　　　　名